

根室市週休 2 日設定工事実施要領

令和 6 年 3 月 1 1 日訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、根室市が発注する工事における週休 2 日設定の推進に向け、週休 2 日による施工の実施方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、週休 2 日とは、次項に規定する対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

(1) 年末年始 6 日間（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(2) 夏季休暇 3 日間

(3) 工場製作のみを実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場作業を行っていない日をいう。

4 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象とする工事は、市長が週休 2 日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事、維持修繕工事、契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が比較的短期施工である工事等週休 2 日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第 4 条 発注者指定方式又は受注者希望方式とし、対象工事ごとに特記仕様書等へ記載するものとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式で、4 週 8 休以上の達成を前提とするものとする。

(2) 受注者希望方式

契約後、受注者の希望により週休 2 日による施工を実施することができるものとする。

(実施における留意事項)

第 5 条 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい

環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2 週休2日の確保の取組状況に関わらず、工事成績評定において加点や減点等の措置は行わないものとする。
- 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を休日とすることもできるものとする。
- 4 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。
- 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）の提示により確認を行うものとする。
- 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- 7 現場の閉所状況に応じ、発注方式に基づく設計変更により、土木工事における労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費を補正するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。